平成２７年（フ）第２８号
青森県弘前市大字松原東２丁目10番地１、旧住所東京都豊島区池袋４丁目21番12号　山崎コーポ201号
債務者　大谷　師範
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２０４号
名古屋市中川区中郷４丁目131番地　パレス高畑202号
債務者　加藤　美里
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
熊本市北区高平３丁目11番20号　高平アパート103
債務者　田尻明日香
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
熊本市東区下南部３丁目11番53号　ハイツ石坂202号、住民票上の住所熊本市東区下南部３丁目11番53号
債務者　池谷　景行
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
熊本市東区上南部２丁目６番67号　アスガードレジデンスＢ102
債務者　福田めぐみ
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
熊本市中央区黒髪４丁目703番地１　ベルメゾン龍田103号室
債務者　堀川　昭紘
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
青森県平川市碇ヶ関久吉蒲ケ平10番地３
債務者　明石美津子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２０号
青森県弘前市大字取上５丁目11番地７
債務者　七戸　政美
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１４号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｆ－103号
債務者　藤田ゆりよ
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目16番地15
債務者　古田　憲史
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３号
長崎県佐世保市花高２丁目15番３号、前住所福岡県福岡市博多区住吉３丁目１番80－603号
債務者　筒江　靖弘
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１９４３号
愛知県知多郡東浦町大字生路字矢崎８番地の９
債務者　成田　直子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９２号
大阪府東大阪市新庄３丁目19番５号インペリアルＫ２　203号、前住所大阪府東大阪市新庄３丁目11番15号鴻池クレストマンション305号
債務者　中村　賢二
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２５号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番15－608号、前住所大阪市浪速区恵美須西３丁目14番31号第二大隅アパート505号、前々住所兵庫県加東市長貞1512番地
債務者　松本　和希
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９７号
大阪府寝屋川市楠根南町20番２号
債務者　齊藤　光子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０９号
大阪府豊中市新千里北町２丁目41番Ｂ４－106号
債務者　久保田麻千子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部